

## 泉南市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条－第8条）

第4章 市長等と議会の関係（第9条－第12条）

第5章 討論の拡大（第13条・第14条）

第6章 委員会（第15条）

第7章 政務活動費（第16条）

第8章 議会改革の推進（第17条）

第9章 議会機能の充実強化（第18条－第21条）

第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第22条－第24条）

第11章 条例の位置付け及び見直し（第25条・第26条）

#### 附則

日本国憲法は、地方公共団体の長、その議会の議員を住民の直接選挙によって選ぶ二元代表制を定めています。

泉南市民による直接選挙で選ばれた議員により構成される泉南市議会は、市長その他の執行機関と対等な機関として、市政運営に関する監視や政策提言を行い、市民の負託に応え、泉南市の意思決定機関としての責任を果たさなければなりません。

そのため泉南市議会は、これまでに取り組んできた様々な改革に加え、今後も議員一人ひとりが資質の向上に努め、議会自らが不断の改革を推進していくかなければなりません。

また泉南市議会は、市民に対し情報の公開や発信を積極的に行うとともに、市民に対し意見を幅広く聴く場を提供し、市民の市政への参加を積極的に推進していく必要があります。

よって泉南市議会は、政策立案能力や調査機能を高め、「市民の意思を幅広く市政に反映する議会」、「公正性、透明性及び信頼性が高く市民に開か

れた議会」、「市民と協働する議会」を目指し、「市民から信頼され、市民の幸せを実現する議会」となることを決意し、本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民福祉の向上に寄与することを目的とします。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、積極的な情報発信と説明責任を果たすこと。
- (2) 市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるため、政策立案又は政策提言（以下「政策立案等」といいます。）を積極的に行うこと。
- (3) 議事機関としての責務を果たすとともに、その活性化に努めること。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。

- (1) 市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握し、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 議会が合議制の機関であることを十分認識し、活発な議論を行うこと。
- (3) 日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質向上に努めること。

### (会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

- 2 会派は、主として議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて調整を行い、合意形成に努めるものとします。
- 3 議長は、意見調整の必要があると認めるときは、会派の代表者による会議を開催することができるものとします。

## 第3章 市民と議会の関係

### (会議の公開)

第5条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、会議については、原則として公開するものとします。

(情報公開)

第6条 議会は、情報の公開請求に対し、迅速かつ適切に対処しなければなりません。

2 議会は、その保有する個人情報の保護を適正に行わなければなりません。

3 情報公開及び個人情報保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

(市民参加)

第7条 議会は、政策立案等に反映させるため、市民との多様な意見交換の場を設けるものとします。

2 議会は、請願又は陳情を審議する場合においては、これらの提案者にその意見を述べる機会を設けるよう努めるものとします。

(情報提供)

第8条 議会は、次に掲げる事項について議会広報紙又はインターネットを利用した広報手段により情報を発信するほか、インターネット配信による会議の中継を行うことにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう取組みを行うものとします。

(1) 会議録及び委員会記録の公開

(2) 議案に対する各議員の賛否の公表

(3) 議案書その他の会議書類の公開

第4章 市長等と議会の関係

(市長等と議員の関係)

第9条 議会審議における議員と市の執行機関及びその補助機関（以下「市長等」という。）との関係は、緊張関係を保持するよう努めなければなりません。

2 一般質問及び代表質問における議員と市長等の質疑応答は、市民にわかりやすいものとなるよう、一問一答方式で行うことができます。

3 市長等は、本会議又は委員会において議員から質問を受けたときは、論点及び争点をわかりやすくするため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができます。

4 議員は、議長を経由して市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができます。

5 議員は、議長を経由して、市長等に対し文書による質問を行うことができます。この場合において、議長は、市長等に対し文書による回答を求め

るものとします。

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画（以下「政策等」といいます。）について、その論点を明確にするため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明するよう求めるものとします。

- (1) 政策等の提案に至るまでの経緯、理由及び今後の効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令又は条例その他の関係例規
- (6) 政策等の実施にかかる財源措置及び将来にわたるコスト計算

2 議会において政策立案等をする場合は、前項の規定を準用することとします。

(予算及び決算における政策説明)

第11条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、市長に対し、政策等の内容を施策別・事業別の説明書として明らかにするよう求めるることができます。

(事件議決の拡大)

第12条 議会は、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される次に掲げる事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議決権を行使します。

- (1) 総合計画の策定又は見直し
- (2) 市民憲章の制定又は改廃
- (3) 各種宣言の制定又は改廃
- (4) 姉妹都市及び友好都市の締結又は改廃

2 議会は、前項に掲げるもののほか、必要があると認めるときは、議会の議決をもって、議決事項として追加することができます。

第5章 討論の拡大

(議員間自由討議)

第13条 議会は、議員間の自由討議の場と時間を十分に確保し、論議を尽くすものとします。

(政策討論会)

第14条 議会は、市政に関する重要な政策等について合意形成を図り、及び市政の課題について認識を共有するため必要に応じて政策討論会を行うものとします。

## 第6章 委員会

### (委員会)

第15条 委員会は、審査に当たり、資料を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとします。

- 2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案等を行うよう努めるものとします。
- 3 委員会は、視察終了後速やかに報告書を作成し、公表するものとします。
- 4 委員会について必要な事項は、別に条例で定めます。

## 第7章 政務活動費

### (政務活動費)

第16条 議員は、政務活動費を有効に活用し、政策立案等に生かせるよう積極的に市政の調査研究その他の活動を行わなければなりません。

- 2 政務活動費について必要な事項は、別に条例で定めます。

## 第8章 議会改革の推進

### (議会改革)

第17条 議会は、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとします。

## 第9章 議会機能の充実強化

### (議員研修)

第18条 議員は、政策立案等に係る能力の向上を図るため、次に掲げるこを行わなければなりません。

- (1) 各種研究会又は研修会への参加
- (2) 各種研究会又は研修会の開催
- (3) 独自による調査研究

### (議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究及び政策立案等の能力向上を図るため、議会図書室の機能の強化に努めるものとします。

### (専門的識見の活用)

第20条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査に当たり、学識経

験を有する者等を積極的に活用するものとします。

(議会事務局の体制整備及び強化)

第21条 議会は、議会の活動を円滑に行うため、議会事務局（以下「事務局」といいます。）の組織体制の整備に努めなければなりません。

2 議会は、議員の政策立案等を補助するため、事務局の調査機能及び法務機能の充実強化に努めなければなりません。

3 議会は、市民に対し、迅速かつ積極的に議会に関する情報を提供するため事務局の情報発信機能の強化に努めなければなりません。

第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 議員の政治倫理の規範について必要な事項は、別に定めるよう努めるものとします。

(議員定数)

第23条 議員の定数について必要な事項は、別に条例で定めます。

2 委員会又は議員は、前項の定数を改正しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して、議案を提出しなければなりません。

(議員報酬)

第24条 議員に支給する報酬、費用弁償及び期末手当（以下「報酬等」といいます。）について必要な事項は、別に条例で定めます。

2 委員会又は議員は、前項の報酬等の額又はその支給方法を改正しようとするときは、明確な改正理由を付して、議案を提出しなければなりません。

第11章 条例の位置付け及び見直し

(条例の見直し)

第25条 議会は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとします。

2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとします。

(条例の位置付け)

第26条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定めたものであり、議会に関する他の例規の制定及び改廃並びにこれらの運用に当たっては、こ

の条例の趣旨を尊重するものとします。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。